

急傾斜・地すべり・雪崩技術指針の一部変更について
(急傾斜地崩壊危険区域の指定基準の一部変更)

令和3年1月21日
広島県土木建築局砂防課

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和45年広島県規則第23号)第一条の二(指定基準)の一部について、本日付けで次表の下線で示すように改正しました。

改正後	改正前
(指定基準) 第一条の二 (略) 一 (略) 二 崩壊により危害が生じるおそれのある官公署, 学校, 旅館等又は <u>二戸</u> 以上の人家がある急傾斜地 三 (略)	(指定基準) 第一条の二 (略) 一 (略) 二 崩壊により危害が生じるおそれのある官公署, 学校, 旅館等又は <u>五戸</u> 以上の人家がある急傾斜地 三 (略)

この改正に伴い、「急傾斜・地すべり・雪崩技術指針(平成26年4月)」における急傾斜地崩壊危険区域の指定基準に関する内容に一部変更が生じます。

一部変更箇所該当ページは次のとおりです。(詳細は別紙)

11 ページ

14 ページ

37 ページ

60 ページ

第2章 急傾斜地崩壊危険区域の指定

1 急傾斜地崩壊危険区域の指定

(1) 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域の指定は、この法律による急傾斜地崩壊対策の出発点となるものであり、その指定によって、この法律が実際に働くようになる土地となるものである。

指定の対象となる土地の区域は、崩壊するおそれのある急傾斜地〔傾斜度が30度以上である土地（法第2条第1項）〕で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、行為を制限する必要がある土地の区域（法第3条第1項）をいい、自然がけのほか人工がけも対象とする。

(2) 事務の性質

急傾斜地崩壊危険区域の指定及び制限行為の許可等急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の事務は、地方自治法第2条第2項に基づき、都道府県知事が、自治事務として、自らの判断と責任において処理することとされている。

(3) 指定基準

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則 昭和45年広島県規則第23号）

法第3条の規定による指定は、次の各号に該当するものについて行うものとする。

- 一 高さが五メートル以上の急傾斜地
- 二 崩壊により危害が生じるおそれのある官公署、学校、病院、旅館等又は2戸以上の人家がある急傾斜地
- 三 その他知事が法第七条第一項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要があると認める急傾斜地

この「急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が2戸以上あるもの」とは急傾斜地（がけ）の下端及び上端から当該急傾斜地の高さの2倍程度の範囲（概ね50mを限度とする）または、災害の実績の範囲内に、がけの上下合わせて2戸以上の人家が存在する場合をいい、急傾斜地に隣接する誘発助長区域（法第3条第1項の後段部分）は、個々の急傾斜地において急傾斜地の下端及び上端から行為の制限が必要な土地の区域とする。

ア 指定基準

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）〔以下「急傾法」という。第 3 条第 1 項により、知事は「この法律の目的を達成するために必要があると認めるときは、関係市町長（特別区の長を含む。以下同じ。）の意見をきいて、崩壊するおそれのある急傾斜地で、その崩壊により相当数の居住者その他の者に危害が生ずるおそれのあるもの及びこれに隣接する土地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないようにするため、第 7 条（行為の制限）第 1 項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要がある土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定することができる。〕

具体的な基準については、以下によって示されている。（第 2 章 1 急傾斜地崩壊危険区域(3)に同じ）

法第 3 条の規定による指定は、次の各号に該当するものについて行うものとする。

- 一 高さが五メートル以上の急傾斜地
- 二 崩壊により危害が生じるおそれのある官公署、学校、病院、旅館等又は二戸以上の人家がある急傾斜地
- 三 その他知事が法第七条第一項各号に掲げる行為が行われることを制限する必要があると認める急傾斜地

なお、急傾斜地崩壊防止工事の施行する前には必ず指定が必要である（急傾法第 2 条第 3 項）ことはもちろんのこと、災害危険箇所についても積極的に指定するよう努める必要がある。

イ 指定手続き

市町長の提出する、指定要望書に基づいて知事が指定する。

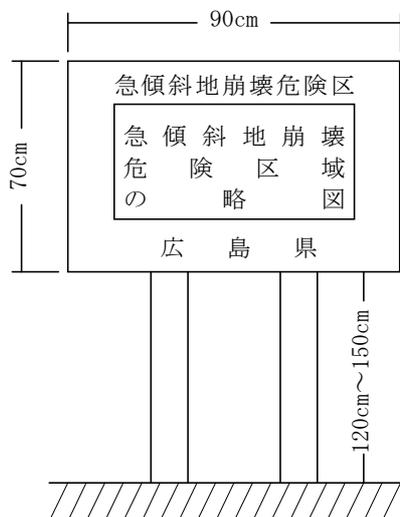
市町長は、指定要望書を提出しようとするときは、管轄の建設事務所長と、十分調査・協議のうえで、次に掲げる書類を作成し、指定要望書として提出する。

※急傾法上は、市町長の指定要望という考えはとられていない。

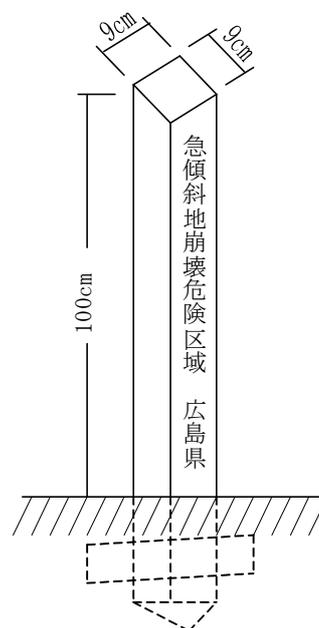
このため、建設事務所長においては、要望書の作成が市町の過大な負担とならないよう配慮するとともに、少なくとも指定区域や被害想定区域の範囲は建設事務所長において検討すること。

別記様式第 2

標識 (その 1)



標識 (その 2)



備考 急傾斜地崩壊危険区域の略図には、この標識の位置を明示すること。

ク 急傾斜地崩壊危険区域の廃止

(ア) 開発行為等によって、急傾斜地そのものがなくなってしまったような場合には、指定区域を廃止（解除）することとなる。

ただし、人家が移転等により、**2戸**未満になっても、急傾斜地そのものが存在する以上廃止は行わない。

具体的な廃止手続については、指定手続に準じた形で行われることになるが、通常このような廃止に先立ち、開発行為の許可手続きの際に、将来の廃止の見込みについて判断されることになり、許可の条件として、原因者に対して関係資料の提出等を義務付けることとなる。

急傾斜地崩壊危険区域の指定について

〔昭和 44 年 8 月 25 日 建設省河砂発第 54 号〕
〔各都道府県知事あて 建設省河川局長〕

標記については、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）第 3 条の規定により貴職において指定することとされているので、別紙の指定基準により指定するようされたい。（以下省略）

（別紙）

急傾斜地崩壊危険区域指定基準

法第 3 条の規定による指定は、次の各号に該当するものについて行うものとする。

- 1 急傾斜地の高さ 5 m 以上のもの。
- 2 急傾斜地の崩壊により危害が生ずるおそれのある人家が 5 戸以上あるもの、又は 5 戸未満であっても、官公署、学校、病院、旅館等に危害が生ずるおそれのあるもの。

〔令和 2 年 11 月 11 日〕
〔国土交通省水・管理国土保全局砂防部保全課〕

昭和 44 年 8 月 25 日付け通達で示した指定基準は、最低限行ってもらいたい基準であり、同基準に上乗せする基準は、各県の実情に応じて取り決められたい。（聞取り）